

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：土木費 項：住宅費 目：住宅総務費

事業名 空家対策人材育成支援事業

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 住宅課 空家対策推進係 電話番号：058-272-1111 (内 3658)

E-mail： c11659@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,973千円 (前年度予算額：2,638千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,638	660	0	0	0	0	0	0	1,978
要求額	1,973	0	0	0	0	0	0	0	1,973
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

近年、全国的に空き家が増加傾向にあり、適正に管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に影響を及ぼす事例が発生している。

本県においても、世帯数がすでに減少に転じている中、空き家の発生は今後も増加すると想定されている。

空き家の管理は本来空き家所有者の責務であるが、空き家管理に対する意識が低く、適正な管理がなされない空き家も見受けられる。また、空き家所有者や自治会などから相談を受けた市町村担当者は、税や相続、建築、など幅広い知識が必要となり、同様に相談を受ける地域のリフォーム業者や解体事業者についても空き家等の管理や処理について専門的な相談に対応できる人材の育成が必要となっている。

このことから、空き家所有者の意識啓発や市町村担当者、地域の事業者、など空き家対策に係る人材育成の支援を実施する。

(2) 事業内容

空家対策人材育成支援等事業

1,973 千円

空き家所有者等向けの適正管理啓発広報に係る事業費並びに市町村窓口強化のための研修会、空家対策等セミナー（一般向け、事業者向け）の開催に係る事務費

(3) 県負担・補助率の考え方

空家等対策特別措置法において、県の役割は「情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない」とされていることから、市町村窓口となる職員への研修会や、空き家所有者等の意識啓発など人材育成の支援は県の役割であるため、県負担とする。

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	113	事業者向けセミナー及び市町村担当者研修会の講師報償費
旅費	323	セミナー及び研修会講師費用弁償、事業実施に係る職員の業務旅費
需用費	218	セミナー開催チラシ印刷代、資料印刷等に係る消耗品費、講師お茶代
役務費	1,240	各種媒体への啓発広報掲載費、事業実施に係る通信運搬費
使用料及び賃借料	79	セミナー及び研修会に係る会場借上料
合計	1,973	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

空家等対策特別措置法において、県の役割は「情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない」とされており、市町村窓口となる職員への研修会や、空き家所有者等の意識啓発など人材育成の支援は県の役割である。

事業評価調書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/>	新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/>	継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 管理が不十分な空き家等の増加によって生じる諸問題に総合的に対応し、県民が安心して暮らせる住環境を確保すること。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H20)	R2年度 実績 (H30)	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R5)	達成率
						達成率
既存住宅の流通割合 (住生活基本計画)	10.3%	11.9%	25.0%	25.0%	25.0%	47.6%

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ Zoom にて 空き家問題を考えるセミナーを11月、12月に実施。 ・ 市町村担当者向け研修会を開催。
令和3年度	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%
令和4年度	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断） 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 3	空き家の管理は本来空き家所有者の責務であるが、空き家管理に対する意識が低く、適正な管理がなされていない空き家も多く存在する。また、市町村担当者のみならず、事業者についても、税や相続、建築など幅広い知識が必要になり、相談窓口の強化も必要である。 このことから、空き家所有者等への意識啓発や市町村担当者の空き家対策に係る人材育成の支援を実施する必要がある。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 1	空き家問題に係る世間の関心は高まっており、適正管理について広く継続的に周知していく必要はあるが、本事業はH30年度に開始された事業であり、まだ期待どおりの成果が得られていないが、徐々に効果が出てきている。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 1	現在の実施事業においては概ね効率化は図られている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <ul style="list-style-type: none">・空き家所有者等の管理意識の醸成・市町村への支援
--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 将来空き家となる可能性のある住宅が増加しており、適正管理に係る意識の啓発が必要な空き家所有者は増えていくため、空家対策に係る人材の育成支援は所有者のみではなく、相談先となる市町村窓口及び事業者への支援を更に実施していく必要がある。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	